

# 産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2021年6月10日  
公益社団法人リース事業協会

## 1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び82政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

## 2. 調査結果

■回答自治体数 47都道府県中 47都道府県、82政令市中 82政令市（前年比+2）

### （1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
<b>規制している</b>	<b>64</b>	<b>49.6%</b>	<b>▲1</b>
都道府県	33	25.6%	0
政令市	31	24.0%	▲1
<b>政令市の規制はないが、都道府県において規制している</b>	<b>13</b>	<b>10.1%</b>	<b>+2</b>
都道府県	0	0.0%	0
政令市	13	10.1%	+2
<b>規制していない</b>	<b>49</b>	<b>38.0%</b>	<b>+1</b>
都道府県	12	9.3%	0
政令市	37	28.7%	+1
<b>その他</b>	<b>3</b>	<b>2.3%</b>	<b>0</b>
都道府県	2	1.6%	0
政令市	1	0.8%	0

規制内容	自治体数
搬入禁止	4
事前協議	40
事前届出	10
その他	10

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

### （2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
<b>制定している</b>	<b>32</b>	<b>24.8%</b>	<b>+1</b>
都道府県	16	12.4%	0
政令市	16	12.4%	+1
<b>政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている</b>	<b>9</b>	<b>7.0%</b>	<b>+1</b>
都道府県	0	0.0%	0
政令市	9	7.0%	+1
<b>制定していない</b>	<b>88</b>	<b>68.2%</b>	<b>0</b>
都道府県	31	24.0%	0
政令市	57	44.2%	0

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	32

### （3）行政処分を受けた処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
<b>公表している</b>	<b>110</b>	<b>85.3%</b>	<b>0</b>
都道府県	45	34.9%	0
政令市	65	50.4%	0
<b>公表していない</b>	<b>3</b>	<b>2.3%</b>	<b>+1</b>
都道府県	2	1.6%	+1
政令市	1	0.8%	0
<b>その他</b>	<b>16</b>	<b>12.4%</b>	<b>+1</b>
都道府県	0	0.0%	▲1
政令市	16	12.4%	+2

公表内容	自治体数
許可取消し	110
事業停止命令	105
改善命令	81
措置命令	87

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

### （4）太陽光発電パネルの処分に関する規制等

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
<b>規制等がある</b>	<b>4</b>	<b>3.1%</b>	<b>-</b>
都道府県	2	1.6%	-
政令市	2	1.6%	-
<b>今後規制する予定</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>-</b>
都道府県	0	0.0%	-
政令市	0	0.0%	-
<b>規制等はない</b>	<b>125</b>	<b>96.9%</b>	<b>-</b>
都道府県	45	34.9%	-
政令市	80	62.0%	-

### （5）新型コロナウイルスに関しての特例（コメント有：7自治体）

## 産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2021年度)

【質問内容】	
<b>問1 域外産業廃棄物の搬入について</b> <input type="radio"/> 規制している (SQあり) ——— (SQ) 搬入規制の内容について <input type="checkbox"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している a. 搬入を禁止している <input type="checkbox"/> 規制していない b. 事前協議が必要となる <input type="checkbox"/> その他 c. 事前届出が必要となる d. その他	
<b>問2 実地確認について</b> <input type="radio"/> 制定している (SQあり) ——— (SQ) 罰則の有無について <input type="checkbox"/> 政令市として制定していないが、 a. 罰則がある 都道府県の条例等により実地確認を求めている b. 罰則はない <input type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認			
	<input type="radio"/> : 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> : 政令市の規制はないが、 都道府県において規制している <input type="checkbox"/> : 規制していない <input type="checkbox"/> : その他 (SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他		<input type="radio"/> : 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> : 政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="checkbox"/> : 制定していない <input type="checkbox"/> : 制定を検討している (SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない			
		規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など		
北海道	<input type="radio"/>	b	再生利用目的である等、条例規則第2条第6項を満たす場合に限り、道内搬入を認めている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条参照 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm</a>	<input type="radio"/>	b	道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施状況、施設状況、保管状況等について確認し、その結果を記録の上、記録を5年間保存することを義務付けている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条参照
旭川市	<input type="radio"/>	d	当市と協議する前に、北海道が定める条例に基づき北海道との協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第27条	<input type="radio"/>	b	
札幌市	<input type="checkbox"/>		本市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により、北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	<input type="checkbox"/>		本市域外の排出事業者が本市域内の処理業者に処分を委託する際は、北海道が定める規定により処分の状況の確認等が義務付けられているが、本市域内の排出事業者については、確認等の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	<input type="checkbox"/>		当市を含む北海道全域において北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定	<input type="checkbox"/>		・当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	<input type="checkbox"/>	x	県は法の趣旨に基づき、区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないため、事前協議を行っている。 『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』に基づく	<input type="checkbox"/>	x	
青森市	<input type="checkbox"/>		青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。	<input type="checkbox"/>	x	
八戸市	<input type="checkbox"/>		『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』による規制	<input type="checkbox"/>	x	
岩手県	<input type="radio"/>	c	『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則』	<input type="radio"/>	b	年1回以上、実地又は実地調査者からの聴取等により確認すること。 『循環型地域社会の形成に関する条例』 『循環型地域社会の形成に関する条例施行規則』

【質問内容】

問3 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について

- ホームページで公表している。(SQあり) ——— (SQ) 公表内容等について  
 ×ホームページで公表していない。  
 △その他

- a. 許可取消し  
 b. 事業停止命令  
 c. 改善命令  
 d. 措置命令

問4 太陽光発電パネルの処分に関する規制等について

- 規制等がある (SQあり)  
 △今後規制する予定 (SQあり)  
 ×規制等はない

問5 新型コロナウイルスに関しての特例について

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関しての特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
北海道	○	○	○	○	○		×			排出事業者による実地確認については、コロナ禍の状況を踏まえ、年1回という条例の規定のとおり実施できないことはやむを得ない。コロナ収束後に排出者側、処理業者側の双方が可能になった段階で実施するよう助言している。
旭川市	○	○	○	○	○		×			特になし
札幌市	○	○	○	○	○		×			特になし
函館市	○	○	○	○	○		×			特になし
青森県	○	○	○	○	○		×			特になし
青森市	○	○	○				×			特になし
八戸市	○	○	○	○	○		×			特になし
岩手県	○	○	○	○	○		×			

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない	
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
盛岡市	△			○	b ・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	d	最終処分場に限り、最終処分業者が事前協議を行う。	○	b 契約前及び契約後年1回、優良認定業者等の場合は免除。
仙台市	○	c	『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○	b 実地確認は必要に応じて行うように規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×	
秋田市	△			×	
山形県	○	b	『県外産業廃棄物搬入事前協議取扱要領』	×	
山形市	△		山形市内に搬入する場合も、山形県に協議することとしている。	×	
福島県	○	c	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』	○	b 『福島県産業廃棄物処理指導要綱』
いわき市	○	b		×	
郡山市	○	c		○	b 委託契約前に適正に処分できるか確認。委託後に処理状況を確認。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
福島市	○	d	処分業者に対象年度の翌6月末までに県外産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めている。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b 『福島市産業廃棄物処理指導要綱』第7条第6項
茨城県	○	b	『茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項』	○	b 回数や確認方法等の明確な規定はないが、排出事業者が処理施設等の現況調査等を行い、適正に処理が可能であることを事前に確認した上で、契約を締結することを排出事業者が義務付けている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条第1項第1号
水戸市	△		規制されており、その事務について、本市に委託を受けている。 『茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例』	×	
栃木県	○	b	『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×	
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。 『宇都宮市県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×	
群馬県	×			×	
高崎市	×			×	
前橋市	×			×	
埼玉県	□		建設系産業廃棄物のうち、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・廃石膏ボードを対象にした事前協議制度がある。 『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×	
川口市	×			×	
川越市	×			×	
越谷市	×			×	

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関しての特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
盛岡市	○	○	○	○	○		×			特になし
宮城県	○	○	○	○	○		○	環境省『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に基づく規制		特になし
仙台市	○	○	○	○	○		×			特になし
秋田県	○	○	○	○	○		×			問いの内容に関する特例は、現状ない。
秋田市	○	○					×			特になし
山形県	○	○	○	○	○		×			特になし
山形市	○	○	○	○	○		×			特になし
福島県	○	○	○	○	○		×			特になし
いわき市	×						×			特になし
郡山市	○	○	○				×			特になし
福島市	△					行政処分を下したことはないが、行政処分を行った場合は、ホームページにて公表	×			特になし
茨城県	○	○	○	○	○		×			特例はない。
水戸市	○	○	○				×			特になし
栃木県	○	○	○				×			特例は設けていない。
宇都宮市	○	○	○	○	○		×			特になし
群馬県	○	○	○				×			特になし
高崎市	○	○	○				×			特になし
前橋市	○	○	○				×			特になし
埼玉県	○	○	○	○	○		×			特になし
川口市	△					行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。	×			特になし
川越市	○	○	○	○	○		×			
越谷市	○	○					×			特例は制定していない。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他			(SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない		
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
さいたま市	×			×		
千葉県	○	b	最終処分のみ事前協議が必要。 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を参照	×		
柏市	×			×		
千葉市	○	b	埋立処分に限る 『千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
船橋市	×			×		
東京都	×			×		
八王子市	×			×		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		
相模原市	×			○	b	努力義務として、定めている。 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b		○	b	
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第24条	○	b	産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、自ら実地調査又は電話等で、処分を受託しようとする者の処理施設の稼働状況を確認し、規定で定める事項を記録しなければならない。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
富山県	○	d	処分場ごとの搬入計画量が100t以上の場合、事前協議を必要としている。 本来は行政指導であり、決して県外搬入を「規制」しているものではない。	×		
富山市	○	b	『富山市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』 『石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。委託した事業者等は、廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○	b	『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関する特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
さいたま市	○	○	○	○			×			
千葉県	○	○	○			「改善命令」と「措置命令」については、過去5年間で公表している事例がない。事例が出た際は、その都度公表について判断する。	×			特になし
柏市	○	○	○				×			
千葉市	○	○	○	○	○		×			
船橋市	○	○	○	○	○		×			特例はない。
東京都	○	○	○	○	○		×			特になし
八王子市	○	○	○	○	○		×			特になし
神奈川県	○	○	○	○	○		×			特になし
川崎市	○	○					×			川崎市独自の排出事業者または処分業者向けの特例措置はない。
相模原市	○	○	○	○	○		×			
横須賀市	○	○	○	○	○		×			
横浜市	○	○	○	○	○		×			特になし
新潟県	○	○	○				×			従前より、排出事業者等の処分業者に対する処理状況の確認について、自ら実地において調査する方法だけでなく、電話その他の通信手段を用いて調査する方法で行うことも認めている。
新潟市	○	○	○	○	○		×			特になし
富山県	○	○	○	○	○		×			特になし
富山市	○	○	○	○	○		×			特になし
石川県	○	○	○		○		×			自治体独自の特例はない。
金沢市	○	○	○	○	○		×			特になし

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
福井県	○	b	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/sanpai/hannyuukyoubi.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/sanpai/hannyuukyoubi.html</a>	×		
福井市	○	b	『福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱』第6条～第11条	×		
山梨県	×			×		
甲府市	×			×		
長野県	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定	×		義務付けてはいないが、「排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況について確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。」旨規定している。 『廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条の規定 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html</a>
長野市	○	b		○	b	
松本市	×			×		実地確認を義務づけしていないが、排出等事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。 『松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条
岐阜県	○	c	『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	○	b	原則、年1回以上の現地調査を求めているが、優良認定業者に処理委託する場合には免除している。 罰則はないが、確認を怠ったことにより不適正処理につながったと判断された場合には勧告の対象となることがある。 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条、第19条
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	△		排出事業者による事前確認の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条
静岡県	○	b		○	b	産業廃棄物の処理を委託するときに実施。処理委託契約が1年以上にわたり継続する場合は年1回。優良認定業者への委託の場合は免除。
静岡市	○	b	『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第12条～第16条 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則』第6条～第14条	○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することで現地確認に代えることができる。 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則』第4条



自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関する特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
福井県	○	○	○	○	○		×			
福井市	○	○	○	○	○		×			特になし
山梨県	○	○	○				×			特になし
甲府市	○	○	○	○	○		×			特例なし
長野県	○	○	○	○	○		×			
長野市	○	○	○	○	○		×			特になし
松本市	○	○	○	○	○		×			特になし
岐阜県	○	○	○	○	○		×			条例自体や条例の運用通知において、特例は規定していない。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、排出事業者から実地確認の実地の要否について相談があった場合には、現地確認に代わる方法として、動画や画像での処理状況の確認、処理業者の処理実績や財務状況等の確認等、実施可能な方法により状況を確認し、感染終息後に実地確認を行うよう説明している。
岐阜市	○	○	○	○	○		×			特になし
静岡県	○	○	○		○		×			特になし
静岡市	△					法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの内容を公表することができる。	×			特になし

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	
	(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他			(SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない	
			規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など
浜松市	○	b		○	b ・契約前おおむね3ヶ月前以内、自動更新の場合は年1回以上実施 ・小規模事業場(産業廃棄物平均発生量が10t未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5t未満)の場合は免除。 ・優良認定業者に委託する場合は免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条	○	b 排出事業者は委託先の処理業者が処理能力を有することを少なくとも年1回は現地確認しなければならない。ただし、優良認定業者に委託する場合は処理業者がインターネット上で公開している情報の確認で良いものとする。尚、罰則ではないが、確認義務に違反している場合に確認すべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合にその旨を公表する規定を設けている。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条
一宮市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による	△	愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による
岡崎市	△		事前届出が必要。 愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	△	愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』	○	b 年1回以上行う。記録を5年間保存。優良認定業者は省略。
豊橋市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	△	愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』
名古屋市	○	d	産業廃棄物処分業者は事前届出が必要だが、産業廃棄物排出事業者は必要手続きなし。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定	○	b 頻度等は条例に規定はないが、年1回の実地確認及び優良認定業者の場合の免除について、市公式ウェブページ上で案内。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定
三重県	○	c		○	b 処分を委託しようとする場合に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後引き続き委託しようとするときも同様とする。 優良認定業者に委託しようとする場合は、処分業者がインターネット上で公開している情報により、自ら確認することで可とする。
滋賀県	×			×	
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。	×	
京都府	×			×	
京都市	×			×	
大阪府	×			×	
大阪市	×			×	
堺市	×			×	
吹田市	×			×	立入時に年1回程度実地確認するよう口頭で指導している。
高槻市	×			×	

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関する特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
浜松市	○	○	○	○	○		×	規制等はないが、『太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に沿って処分するよう指導している。		
愛知県	○	○	○	○	○		○	法による規制あり。愛知県独自のものはなし。		特になし
一宮市	○	○	○	○	○		×			特になし
岡崎市	○	○	○	○	○		○	一定規模以上の太陽光発電事業における施設の撤去、廃棄に係る責任者の届出、事業終了後の報告を求めている。		法、愛知県条例の規定、運用どおり。
豊田市	○	○	○	○	○		×			特になし
豊橋市	○	○	○	○	○		×			特になし
名古屋市	△					①a～d原則すべて公表しているが、公表については事案に応じて都度検討。	×			産業廃棄物排出事業者向けの独自の特例規定は特に設けられていない。
三重県	○	○	○	○	○		×			新型コロナウイルスの影響を鑑み、排出事業者に課される処分業者の実地確認については、その実施時期に一定配慮するが、現時点で取りうる確認措置を講じることと指導している。
滋賀県	○	○	○	○	○		×			緩和等の特例はない。
大津市	○	○	○	○	○		×			特になし
京都府	○	○	○	○	○		×			特になし
京都市	○	○	○	○	○		×			緩和等の特例はない。
大阪府	○	○	○	○	○		×			特になし
大阪市	○	○	○	○	○		×			特になし
堺市	○	○	○	○	○		×			特例はない。
吹田市	△					事例はないが、事例が出た際は公表について判断する。	×			特になし
高槻市	△					事例はないが、事例が生じた際は公表について判断する。	×			特になし

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
豊中市	×			×		
寝屋川市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		
尼崎市	×			×		
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b		×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
岡山県	○	b		×		
岡山市	○	b	手続きを求めるものであって、搬入を規制するものではない。	×		
倉敷市	○	b	『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』	×		
広島県	○	b		○	b	排出事業者は受託者に対して聴取、実地確認、その他同等以上の方法により、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認する。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		問5.新型コロナウイルスに関する特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)	
豊中市	△				公表規定はあるが、該当事例なし	×		特になし
寝屋川市	△				事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。	×		特例はない。
東大阪市	△				事例がないため公表していないが、事例が生じた際には検討する。	×		特例は定めていない。
枚方市	○	○	○	○		×		特になし
八尾市	△				事例はないが、条例において公表することができる」と規定している。	×		特になし
兵庫県	○	○	○	○		×		特になし
明石市	△				行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。	×		特になし
尼崎市	△				環境省システムにて公表	×		特になし
神戸市	○	○	○	○		○	廃止後の速やかな撤去と撤去費用の積立を義務付けている。 『太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例』 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/business/kaihatsu/plan/pv.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/business/kaihatsu/plan/pv.html</a>	特になし
西宮市	△				国システムで公表している(ここ数年行政処分なし)	×		特になし
姫路市	○	○	○	○		×		特例はない。
奈良県	×					×		
奈良市	○	○	○	○		×		
和歌山県	○	○			b~dについては事例なし	×		特になし
和歌山市	○	○	○	○		×		特になし
鳥取県	○	○	○	○		×		特になし
鳥取市	△				平成30年4月に中核市に移行してから現時点までに行政処分を行った案件はない。	×		特例なし
島根県	○	○	○	○		×		特になし
松江市	○	○	○	○		×		特になし
岡山県	○	○	○	○		×		特になし
岡山市	△				ホームページ「おかやま廃棄物ナビ」で公表している。	×		特になし
倉敷市	△				「おかやま廃棄物ナビ(岡山県循環資源情報提供サイト)」で公表している。	×		特になし
広島県	○	○	○	○		×		特になし

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない	
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
呉市	□		放射性物質に汚染され、または汚染のおそれがある場合は、事前協議が必要である。	△	『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用
広島市	○	d	クリアランスレベル(放射能)100Bq/kgを超える産業廃棄物	△	『広島県生活環境の保全等に関する条例』
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△	『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用
山口県	○	c		○	b 産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に確認するか、実地に確認している者から聴取し、その結果を記録することを義務付け。 『山口県循環型社会形成推進条例』
下関市	×			×	
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』	×	
香川県	○	a	『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』	○	b 処分施設の現況を把握するよう定めているが、具体的な頻度等の定めはない。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』
高松市	○	b		×	
愛媛県	○	b		×	
松山市	○	b	『松山市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条	×	
高知県	○	b	『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×	
高知市	○	a	協議し、市長の承認を受けた場合を除き処理することができないと規定している。 『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条	×	
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要となる。(規制目的ではない) 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×	
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×	
久留米市	×			×	
福岡市	○	c		×	
佐賀県	○	b		×	
長崎県	○	b		○	b 努力義務として明記 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』
佐世保市	○	b		○	b
長崎市	○	b	『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』18条	○	b 排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等、処理状況の把握に努めるよう求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
熊本県	○	b		○	b 『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第85条 氏名公表・勧告はあり 『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第86条
熊本市	×			×	

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関する特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明		時期(規制予定)			
呉市	○	○	○		○		×			
広島市	○	○	○	○	○		×			特になし
福山市	○	○	○		○		×			独自の特例については特になし。
山口県	○	○	○	○	○		×			
下関市	○	○	○	○	○		×			特になし
徳島県	○	○					×			特例等なし
香川県	○	○	○	○	○		×			特になし
高松市	○	○	○	○	○		×			特になし
愛媛県	○	○	○		○		×			
松山市	○	○	○	○	○		×			特になし
高知県	○	○	○				×			特になし
高知市	○	○	○				×			特になし
福岡県	○	○	○	○	○		×			特になし
北九州市	○	○	○	○	○		×			特例等は定めていない。
久留米市	○	○	○	○	○		×			特になし
福岡市	○	○	○	○	○		×			特になし
佐賀県	○	○	○	○	○		×	処分に関する相談を受けた際は、環境省発行のガイドライン(『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』)に基づき適正に処理を行うよう説明しているところ。		特になし
長崎県	○	○	○	○	○		×			特になし
佐世保市	○	○	○	○	○		×			特になし
長崎市	○	○	○	○	○		×			特になし
熊本県	×						×			遠方への実地確認等はWebによるオンラインでの確認や写真による確認も可能としている。
熊本市	○	○	○	○	○		×			

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認	
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他		○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している	
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他		(SQ) a:罰則がある b:罰則はない	
	規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など	
大分県	○	b	×	
大分市	△		×	県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行う。市内搬入分は、県から意見を求められる。
宮崎県	○	a	×	
宮崎市	○	a	○	b 『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』
鹿児島県	○	b	×	
鹿児島市	○	b	×	
沖縄県	×		×	
那覇市	×		×	



自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.新型コロナウイルスに関しての特例
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)			
	a b c d 補足説明						時期(規制予定)			
大分県	○	○	○				×			特になし
大分市	○	○	○				×			特になし
宮崎県	○	○	○				×			特になし
宮崎市	○	○	○	○	○		×			特になし
鹿児島県	○	○	○	○	○		×			特になし
鹿児島市	○	○	○	○	○		×			特になし
沖縄県	○	○	○	○	○		×			特になし
那覇市	○	○	○	○	○		×			特になし